

(有 添 付 物)
国海査第 207 号の 2
令和 2 年 10 月 21 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄
(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。



○船舶検査の方法 附属書 H

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1. 適用</p> <p>この附属書は、以下の工事、整備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービス・ステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内燃機関等の解放整備 <u>内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービス・ステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)、クラッチ等動力伝達装置、軸系、空気圧縮機、圧力容器、熱交換器、補機及び管装置(弁及びコック)をいう。</u></p> <p>(イ) 1 種サービス・ステーション <u>4000 kW</u></p> <p>(ロ) 2 種サービス・ステーション 735 kW</p> <p>(6) (略)</p>	<p>1. 適用</p> <p>この附属書は、以下の工事、整備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービス・ステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内燃機関等の解放整備 <u>内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービス・ステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)及びクラッチ等動力伝達装置をいう。</u></p> <p>(イ) 1 種サービス・ステーション <u>3000 kW</u></p> <p>(ロ) 2 種サービス・ステーション 735 kW</p> <p>(6) (略)</p>	

附 則

この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和 2 年 11 月 9 日から施行する。